

処遇改善加算・特定処遇改善加算について

1. 処遇改善加算

介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備と、賃金改善のために平成 24 年に創設されました。加算率は事業所毎の算定要件により決定され、算定要件にはキャリアパス要件と職場環境等要件があります。当法人では、最も多くの要件をみたしている「加算Ⅰ」を算定しています。

処遇改善加算を原資として、給与の改善（昇給）、賞与など、職員の処遇改善に充てています。

2. 特定処遇改善加算

令和元年 10 月の介護報酬改定により、更なる介護職員の処遇改善のため、現行加算に加え、介護職員等特定処遇改善加算が新たに創設されました。この加算は、技能経験のある、勤続年数の長い介護職員の処遇改善を目的としています。当法人では、ケアセンター成瀬・暖家のみ「特定加算Ⅰ」、他の事業所は「特定加算Ⅱ」を算定しております。

職員を①勤続 10 年以上の介護福祉士、②その他の介護職員、③①、②以外の職員（看護師、栄養士、機能訓練指導員等）に分類し、賞与として支給しております。